



この「廿日市小学校のきまり」は、みなさんが安全に楽しく過ごすためのものです。

きまりを守って明るく笑顔あふれる学校生活にしましょう。

1 交通ルールを守り安全に気をつけて登下校します。

- ① 7時40分から8時15分までに登校します。8時20分には着席できるようにします。
- ② 原則として歩いて登下校し、決められた通学路を通ります。また、寄り道はしません。
- ③ 歩道では道いっぱいに広がらず、右側（場所によっては左側）を歩きます。
- ④ いったん登校したら学校から出てはいけません。忘れ物をしても取りに帰りません。
- ⑤ 8時20分をすぎて登校したときは、職員室で登校したことを告げてから教室に行きます。

おはようございます!!



あいさつもすすんで
しましょう

2 決められた服装を守り、身だしなみに気をつけます。

- ① 決められた標準服を着て登校します。（「服装に関するきまり」参照）
- ② カッターシャツ・ブラウス・ポロシャツ・体操シャツのすそはズボンに入れます。スカートはひざくらいの長さ
にします。スカートのひもは肩にきちんとかけます。
- ③ 学校では、登校したらすぐ名札を必ずつけます。（下校する前に教室に名札を置いて帰ります。1年生は9月～）
- ④ 校舎内ではシューズをきちんとはき（かかとをふまない）、帽子や手袋、ジャンパーなどは脱ぎます。遊び時間
はマフラーやネックウォーマーの着用は禁止します。（けがを防ぐため）
- ⑤ 髪の毛が目にかかりそうになったら、結んだりピンで留めたりします。また、髪の毛が肩にかかる場合は、結び
ます。（ハーフアップは肩にかかる髪を結んでいることにはなりません）髪につけるゴムやピンは、飾りのない
安全なもので色は黒・紺・茶にします。
- ⑥ 髪の毛を染めたりパーマをかけたりしません。（事情がある場合は相談してください）剃りこみ、モヒカンなど
奇抜な髪型はしません。ピアス・眉剃りも禁止します。

3 必要のないものは持ってきてません。

- ① 学習に必要なものは持ってきてません。不必要なお金・携帯電話なども持ってきてません。また、ランドセル
や筆箱にキーホルダーや飾りなどを付けません。
- ② 筆箱（1～3年生は箱型、4～6年生も箱型が望ましい）には、鉛筆4～6本、消しゴム（シンプルで消しや
すい物）ものさし、赤青鉛筆を入れ、シャープペンシルは持ってきてません。

※ 持ち物については、学習内容等により、学年ごとに決める場合もあります。

4 廊下は静かに右側を歩きます。

- ①ぶつかって大けがをすることもあるので、校舎内では絶対に走りません。特に曲がり角や教室からのとび出しに気を付けます。
- ②授業中の教室移動は、他の教室の授業のじゃまになるので絶対にしゃべりません。

5 休み時間はルールを守り安全に気をつけてすごします。

- ①ろうかや階段では追いかけてなどして遊びません。また、体育館や体育倉庫、校舎の裏には行きません。
- ②管理棟（特別教室棟）には、用のないときは行きません。

6 時間をきちんと守ります。

- ①始まりのチャイムが鳴り終わるまでに授業が始められるように、席に着きます。（高学年は着ベル）
- ②小休憩は次の授業の用意をしたりトイレに行ったりしたあと、教室内ですごします。

7 家に帰ってからも交通ルールやマナーを守り安全に気をつけて生活します。

- ①児童だけで、校区外、川や海、ゲームセンター・ショッピングモール・カラオケボックスには行きません。
- ②児童同士、お金や物のやりとりはしません。
- ③用がないのに、お店やよその家の庭や車庫、マンションなどに勝手に入ったり遊んだりしません。
- ④エアガンや火遊びなどの危険な遊びはしません。
- ⑤夕方、4月から9月は5時30分、10月から3月は5時には家に着くように遊びをやめて帰ります。
- ※ 学校のグラウンド開放は、1年中、夕方4時50分までです。
- ⑥自転車は、1～2年生は子どもだけで道路で乗りません。3年生は自転車安全教室が終わってから乗ります。
- 3～6年生は校区内で乗ります。また、二人乗りやスピードの出しすぎ、とび出しはしません。（ヘルメットも努力義務です）
- ⑦携帯電話やパソコンなどによるインターネットやゲーム機の通信機能を使うときには、保護者と一緒に家庭におけるルールをつくりまします。ルールが守れない場合はどうするかも家庭で話し合います。他の人の悪口や個人情報を書きこむことは絶対にしません。書きこんだことは消えません。保護者の許可のないメールやSNSなどのやりとりはやめましょう。

8 「特別な指導」について

○児童がままりを守れなかった場合等は、状況に応じて教育活動と異なる「特別な指導」を行います。

その内容と期間については保護者と連携し調整します。「特別な指導」は、児童自ら起こした行動をふり返り、その原因や問題性に気づき、今後どのように行動すればよいか等を考えさせ、良い学校生活を送れるようにしていくことを目的として行います。

指導	問題行動	指導内容と方法
1	学校のきまり違反 ・服装（シャツ出し、靴のかかと踏み等も含む） ・頭髪 ・不要物 ・授業妨害・携帯電話 など その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為	①その場で指導。 ②指導に従わないなどの指導無視及び暴言などがあった場合は、別室で「特別な指導」。 ③「特別な指導」をした場合は、保護者に連絡。必要に応じて、保護者同席のもと指導。 「特別な指導」は別室で行動のまちがいを認識させる指導（説諭、ふり返り文、ソーシャルスキルトレーニング、奉仕活動など）や教科指導を行います。期間は状況や発達段階を考慮し、1時間～3日程度とします。
2	いじめに関すること	①別室で事実確認。事実が確認できた場合は、「特別な指導」。
3	法に触れる行為A （法規・法令違反） ・飲酒、喫煙 ・夜間徘徊など	②保護者と連携をとり保護者同席のもと指導。 いじめについては、教職員の組織的・継続的な指導が必要な状況にあるもの場合
4	法に触れる行為B （犯罪行為） ・万引き、窃盗 ・威圧、強要行為 ・建造物、器物損壊 ・暴力行為 ・危険物所持 など	③いじめに関しては、指導してもこれらの行為をくり返す場合、関係機関（相談機関・警察等）と連携。 「法に触れる行為A・B」…原則、関係機関（相談機関・警察等）と連携。 「法に触れる行為B」…学校全体の秩序が脅かされ、児童が安心して登校できない状況をつくる行為については、教育委員会と連携し出席停止の措置をとる場合もある。

スマートフォン等の使用に係るトラブルの未然防止について

ネットモラルやSNSの危険性等については学校でも指導しますが、スマートフォン・携帯電話・インターネット・ゲーム機の通信機能等の利用については、ご家庭で責任をもって管理し、ルールやマナーをよく話し合ってください。他者への中傷や個人情報の書き込み等でトラブルが起きた際は、学校が対応することは不可能です。本当にお子さんに必要かを考え、使用させるのであれば、保護者の責任のもとトラブルに巻き込まれないよう、管理・指導をお願いします。

ふくそう かん **服装に関するきまり**

ひょうじゆんふく ほんこう か ず き
標準服…本校では下図のように決めています。この範囲で、^{はんい}気候・^{きこう}体調にあわせて組み合わせて着ま
 しょう。



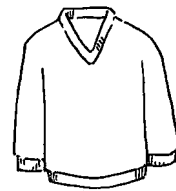
紺色イートンW



紺色丸テラー



紺・黒色ベスト
 (丸首可)



紺・黒色セーター
 (丸首可)



紺・黒色カーディガン
 (丸首可)

ボタンは必ず
 とめます



白色カッターシャツ



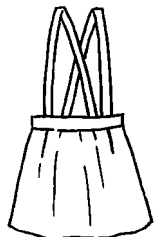
白色ショール
 カラーブラウス



白色ポロシャツ
 (長そで)

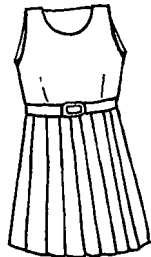


白色ポロシャツ
 (半そで)

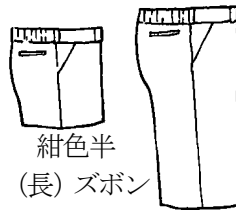


紺色

ギャザースカート 紺色ジャンパースカート

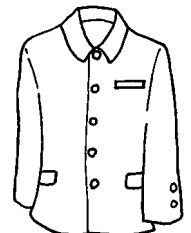


または
 プリーツスカート



紺色半
 (長)ズボン

現在お持ちの場合、着用して
 いただいてもかまいません



紺色ステンえり
 (金色ボタン)

※ 長ズボンは、紺または黒の一色で、ラインなどの飾り気のないものとします。

※ ジャージ、ブルージーンズ、ナイロン製ズボン、トレーナー、Tシャツは標準服としません。

くつ

○足に合う運動しやすいもの。
 通気性のよいもの。

脱いだり、はいたりしやすいもの。

底にスパイクがついていないもの。

シューズ (上ぐつと体育館シューズ兼用)

○指定のもの。

体操服

○指定のもの。(冬季はジャージの長ズボン
 着用許可…色は黒または紺、ラインやワン
 ポイントOK)

登山ぐつやバス
 ケットシューズ
 などは不可。

くつ下

○色は白、紺、黒のスクールソックス。
 (くるぶしより上で、ひざ下)

その他

○シャツやブラウスの下に着ているTシャツ
 や下着は襟元から見えないもの。

○寒さをふせぐためのジャンパー・手袋・マ
 フラー・ネックウォーマーについては、色柄
 が華美にならないもの。教室では脱ぐ。

○安全上、耳あては禁止。

○帽子の指定はなし。華美にならないもの。

※ 服装等に関するきまりを設けておりますが、ご事情のある場合はご相談ください。